

患者様へのご案内

●一般名での処方について

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

しかし先発品およびジェネリック医薬品共に供給が不安定な状況が続いております。そのため、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)での処方(処方箋)も当院ではしております。先発品かジェネリック医薬品かについては、薬局で(供給状況などを考慮して)決めていただくこととなります。

●長期処方・リフィル処方箋について

当院は患者様の状態に応じ、医師の判断で 28 日以上 of 長期の処方、またはリフィル処方箋の発行を行っております。

●生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)について

令和6年(2024 年)6月から厚生労働省の方針で、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様は、従来の管理料から『生活習慣病管理料(Ⅰ)または(Ⅱ)』へと移行しております。患者様に対し個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を医師より発行させていただきます。

●医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等を患者様からの同意のもと取得し情報を活用して診療を行っております。

愛里病院長